

覚えて  
おこう!

# クーリング・オフ制度

クーリング・オフは、訪問販売や電話勧誘などの不意打ち的な勧誘で契約してしまった場合に、一定期間内であれば無条件で契約解除できる制度です。

【対象となる取引と期間】 申込書または契約書を受け取った日が起算日(1日目として数える)

| 取引内容       | 適用対象                           | 期間   |
|------------|--------------------------------|------|
| 訪問販売       | 店舗以外での取引、キャッチセールス、アポイントメントセールス | 8日間  |
| 電話勧誘販売     | 電話勧誘による取引                      |      |
| 訪問購入       | 店舗以外の場所で、事業者が消費者から物品を買い取る契約    |      |
| 特定継続的役務提供  | エステ、美容医療、語学教室など                | 20日間 |
| 連鎖販売取引     | いわゆるマルチ商法                      |      |
| 業務提供誘引販売取引 | 内職商法など                         |      |

自ら店舗に出向いて行った契約やネット通販等の通信販売は対象になりません。

また、3,000円未満の現金取引や、自動車などの適用除外される取引もあります。

●クーリング・オフは必ず記録が残るように通知します。

【はがきなど書面の場合】

あて先と通知文のコピーを取り保管します。「特定記録郵便」や「簡易書留」で送付します。

【メールやウェブサイトの場合】

送信済メールや画面のスクリーンショットを保存しておきます。

【FAXの場合】

通知文と送信記録を保管します。※クレジット契約の場合はクレジット会社にも通知します。



クーリング・  
オフについて  
仙台市ホームページ

## トラブルに遭わないために

- その契約、本当に必要か考えよう
- うまい話には要注意
- ネットの情報をうのみにしない
- せかされる契約はしない!  
その場で決めず周りに相談
- 借金してまで契約しない
- きっぱり断る勇気を持とう!



マスコット  
キャラクター  
ざっち

## 動画で学ぼう! 消費者トラブル

仙台市消費生活センターYouTubeチャンネル

若者に多いトラブル事例を紹介したアニメーション動画を配信しています。ぜひご覧ください。



## 困ったときはひとりで悩まず早めに相談しよう

仙台市消費生活相談ダイヤル

消費者ホットライン

HP

☎ 022-268-7867 または ☎ 188 (局番なし)

対象 仙台市に在住または通勤・通学している方

相談受付時間 月～金曜日/9:00～16:30 土曜日/9:00～16:00

休館日 日曜日・祝日・年末年始

所在地 仙台市青葉区一番町4丁目11-1  
141ビル(三越定禅寺通り館)5階



インターネット  
消費生活相談 も  
受け付けています

0807

# 消費生活のルール&トラブルガイド

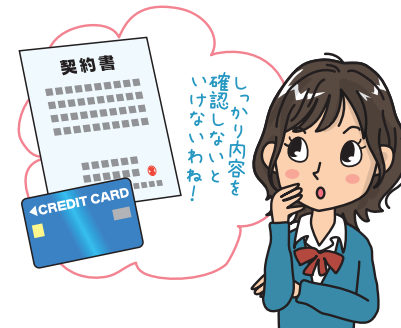


## 成年と契約

18歳になると成人となり親などの同意がなくても様々な契約ができるため、ローンを組んだり、クレジットカードも作ることができるようになります。

一方で未成年者取消権という保護制度がなくなるため、悪質業者のターゲットにされるなど、消費者トラブルに巻き込まれる危険が高まるのが懸念されています。

被害にあわないために、消費生活に関する正しい知識を身につけましょう。



仙台市消費生活センター

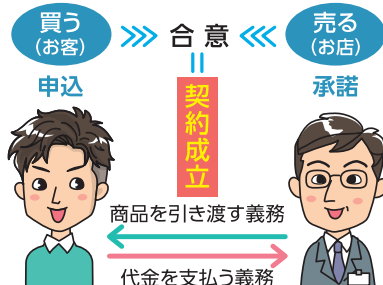
## ■契約のルールってなんだろう？

契約とは、法的な責任が生じる約束のことです。契約書のような書面がなくても売り手と買い手の合意があれば契約は成立します。一旦契約が成立したら、正当な理由がない限り一方的にやめることは出来ません。契約をする前に内容や条件をよく確認することが大切です。

### こんなことも「契約」です

- コンビニでお弁当を買う
- バスや地下鉄に乗る
- オンラインゲームで課金する
- ネット通販で服を買う
- 美容院で髪を切る
- サブスクで音楽を聴く

### 契約の仕組み (お店でものをかう場合)



## ■未成年者の契約

未成年者の契約は法定代理人(親など)の同意が必要です。同意のない契約は取り消すことができます。(未成年者取消権)

取り消すと契約は初めからなかったものとみなされます。

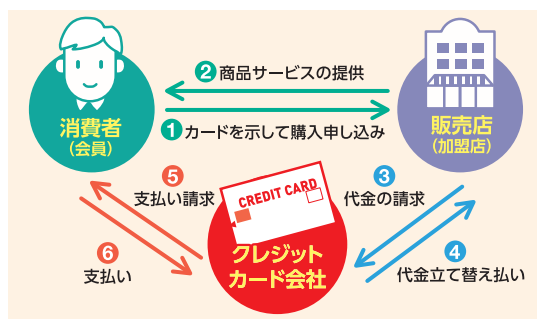
**注意！** このような場合は取り消すことができません。

- お小遣いの範囲内の契約
- 未成年者本人が「成年者である」「親の同意がある」と相手に嘘をついて行った契約など

## ■クレジットカードの仕組みと注意点

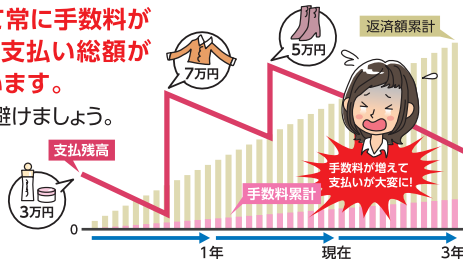
クレジットとは「信用」です。クレジットカードで購入した商品やサービスの代金はクレジットカード会社が立て替え、後日、消費者が支払う仕組みになっています。

つまり、**カードを使用することはクレジットカード会社に借金をすることと同じです。**支払い方法には「一括払い」「分割払い」「リボルビング払い」などがあり、分割やリボル払いにすると原則として手数料(利息)がかかります。



## ■リボルビング払いには要注意

毎月一定額を支払うリボ払いは、**借金の残高がいくらあるのか、返済がいつまでなのかが分かりにくくなり、残高に対して常に手数料がかかるため、支払い総額が増えてしまいます。**安易な利用は避けましょう。



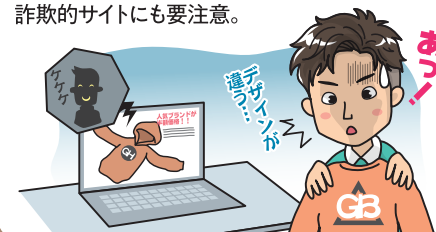
## ■カード利用の注意点

- ・利用明細は毎月必ず確認する
- ・身に覚えのない請求がきたらすぐにカード会社に連絡する
- ・カードの貸し借りは絶対にしない
- ・紛失や盗難はすぐにカード会社と警察に連絡する
- ・収入に合わせた利用を心がける

# 気をつけて！若者が狙われる悪質商法

## ネット通販のトラブル

「写真と実物が全く違う」「お金を振り込んだが商品が届かない」「お試しのつもりが定期購入だった」など、便利ですがトラブルも多いネット通販。詐欺的サイトにも要注意。



## チケット転売のトラブル

チケット転売仲介サイトでは、価格や手数料が高額であったり、転売禁止のチケットでキャンセルしたくてもできなかったり、入場を断られるケースもあります。



## マルチ商法

「簡単に儲かる」「友人や知人を誘って会員にさせると利益になる」などと勧誘し商品やサービスを契約させます。「ネットワークビジネス」などと説明される場合もあります。



## 副業サイトのトラブル

ネットやSNSで「スマホ1台あれば誰でも月収〇〇万円」などと広告し、その後電話で「誰でも必ず稼げる」と勧誘して、高額なサポートの契約をさせます。



## 架空請求／不当請求

「有料サイトの未納料金」など根拠のない請求をしたり、アダルトサイトなどのURLをクリックしただけで「登録完了」として入会金を振り込ませたりする詐欺です。



## 無料商法

エステや語学教室などを無料や低価格のサービスで勧誘し、高額な商品やサービスの契約をさせます。



## SNSがきっかけで思わぬトラブルに!?

情報発信や情報収集、様々なコンテンツなどがあり、SNSは毎日の生活の中で欠かせないものになってきています。便利で楽しいものではありませんが、SNSをきっかけとした消費者トラブルは増えています。安全に利用するためには、「自分だけは大丈夫」と過信せず、トラブル事例などを知り慎重な行動を心がけましょう。